

高等教育機関における社会教育専門職養成 カリキュラムの開発と機関連携の可能性

高岡 信也
(島根大学)

はじめに

われわれが「生涯学習体系への移行」という時、そこには、「人々の学習と教育に関わる全システム」の根本的見直しと新たなシステムの再構築という課題意識が、暗黙の前提として共有されているといつてよい。近代ヨーロッパに端を発する「学校教育型教育システム」のもつ限界性、とりわけその「自己完結性」とそのことがもたらす「閉鎖性」に対する批判と「新たな挑戦」^①が強く意識されている、と言ひ換えてもよい。

通常この認識は、「生涯学習の基盤整備」と呼ばれる課題として具体的に検討されるが、その際、システム総体を構成する諸々の下位システムのあり方の問題を、われわれは多くの場合、みずからの研究対象として把握することになる。(例えば、「学習情報提供のシステム論」、「大学開放のシステム論」、「生涯学習のまちづくり＝地域生涯学習システム論」、「生涯学習推進組織論」等として)

本稿が取り上げる「社会教育指導者の養成」という問題もまた、そのような意味で「生涯学習の基盤整備」を構成する下位システムの一つであり、その限りにおいて、生涯学習研究の主要な領域を構成すると考えられる。しかし同時にまた、そこに表現される研究や実践の中に、いかなる「新たな挑戦」が認められ、かつ成果が確認できるかを問ふ必要がある。そのような意味において、「生涯学習の基盤整備」という観点から「社会教育指導者の養成」を

検討するという場合、そこには、次のような「問題設定（課題意識）」があらかじめ含まれていると考えられる。⁽²⁾

1. 従来の「社会教育指導者」概念は「生涯学習の指導者」概念へと深化・拡大される必要がある。とりわけ、生涯学習システムの構築とシステムの稼働に直接従事する「人的資源」としての行政担当者の資質・能力の向上を図る必要がある。
2. 今後、「社会教育指導者」の養成の高度化を図り、高等教育レベルにおける養成（したがって、社会教育「専門職養成」）の新たなシステムを構築する必要がある。
3. 「専門職養成」の内実を構成する「教育内容」の中に、「職業的実地体験」の領域を確保し、「理論＝実践の相互浸透」⁽³⁾に立脚した高度なカリキュラム体系を構築する必要がある。

以上のような論点整理の下で、本稿は、主として次の二点について整理、検討することを目的としている。

1. 島根大学教育学部に昭和63年度から設置されている「社会教育文化課程・社会教育コース」における「社会教育主事」養成の実験的試み、とりわけ、「実地教育」の実践をあとづけ、高等教育レベルにおける社会教育専門職養成カリキュラムの開発の可能性と方向性について検討すること。
2. 数年にわたる実践を通して得られた経験の蓄積を、「大学と国立および公立社会教育施設の協働がもたらす学社融合の成果」と捉え、「大学＝学生教育の高度化」,「社会教育施設＝社会教育実践の多様化への対応」という個別課題に対する「新たな対応のモデル」として位置づけ、これに関わった三つの教育機関がそれぞれにどのような成果を獲得しえたかを整理すること。

I. 社会教育指導者養成コースの教育内容

1. 島根大学教育学部「社会教育コース」

島根大学では、昭和63年に「教育学部社会教育文化課程」を設置し、従来、

「学校教育教員の養成を主たる目的」とした国立大学教育学部に「新たな教育的指導者養成の課程（ゼロ免新課程）」を出発させた。（平成8年度より「スポーツ科学コース」を加えた生涯学習課程に改組）本学では、「社会教育コース」の設置について「生涯学習社会にふさわしい幅広い教育的指導者の養成」を唱い、教育専門職としての社会教育主事資格等を付与するコースと位置づけ、将来の生涯学習指導者資格の高度化にも耐えうる専門性を確保しようとした。⁽⁴⁾

2. 「社会教育コース」の教育課程

社会教育コースの教育課程を構築する際、社会教育審議会報告「社会教育主事の養成について（「大学における教育課程改革」）」（昭和61年）が指針となり、特に「社会教育特講」に係る分野、科目について、基礎および周辺諸科学の構造化をおこなった。

さらに、社会教育主事（補）資格の取得に必要な「最低修得単位数（24単位）」をコアとしながら、「教育専門職」としての専門性を確保し、より高度な資質・能力の養成をはかる意図から、

①主として教育学担当教員による「生涯学習・社会教育関連科目（選択必修）」⁽⁵⁾の充実・拡大を図った。

②生涯学習・社会教育指導者養成の学問的（＝科学的）体系性の基礎を「教育学」（教育哲学、教育史、教育方法、教育行政・制度・法規、教育社会学等）および、「心理学」（発達心理学、教育・学習心理学、臨床心理学等）」に求めた。

これを概念図として示すと、下のようになる。

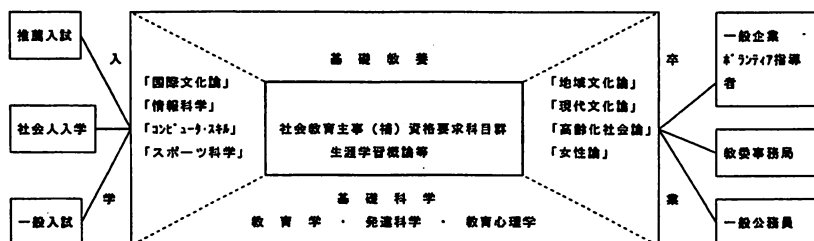


図-1 「社会教育コース」教育課程概念図

Ⅱ. 「社会教育実地教育」の教育課程上の位置づけ

1. 大学における社会教育指導者養成と実地教育の重要性

「社会教育主事講習」による主事資格取得者と異なり、正規の大学教育においてにおこなわれる指導者養成にあっては、学生の社会的経験の不足が決定的である。学校教育の定型的教育と異なる社会教育の特殊性を考慮すれば、一層、講義・演習による「理論的学修」のみに、指導者としての必要な資質の形成を期待することはできない。そのような意味で、「社会教育専門職養成を目的とする『大学における専門教育課程』の中で、実地教育（＝社会教育の実践的体験）が持つ意義はきわめて重要」である。⁶⁾

2. 「学習ボランティア」による導入教育と社会教育施設との協働

本学部「教育学研究室」では、「学校教育課程，教育学専攻（主として小学校教員志望）」と「生涯学習課程，社会教育コース（社会教育学専攻）」の両課程から専攻学生を受け入れており、1年次前期に「学習ボランティア」（全員必修，1単位）を課している。この科目は、「教育学専攻生」として、学校・社会教育を問わず、「ボランティア活動の教育的意義について理解させるとともに、学生自らが社会参加に積極的に取り組む意欲を醸成する科目」として開講されている。

本科目は、具体的には、「国立三瓶青年の家及び県立青少年の家が共同で開催する『社会教育施設ボランティア養成講座』（4泊5日）への参加」を内容としており、「所定のレポートを作成すること」によって単位認定（大学）をおこなうものである。

本科目の所期の目的は、本来、学部教育に不可欠でありながらも往々にして不足しがちな「社会参加・体験活動」を、入学間もない学生達に提供することにあったが、二つの青少年社会教育施設の独自の計画と呼応して、「社会教育施設における学習ボランティア活動への導入」という明確な目標設定がなされるようになった経緯がある。

両施設は、これによって、自らの施設の応援団ともいえるべき協力者集団＝「学習ボランティア」を、豊富な「人的資源」の供給場所である大学と協働す

ることで、獲得する契機を得ることになった。⁽⁷⁾

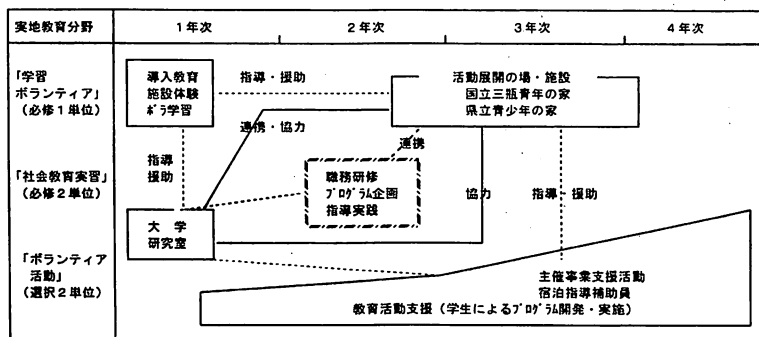


図-2 学部教育における「実地教育」の継続と単位認定

3. 「社会教育実習」

「社会教育実習」は、現在、2年次（通年開講、2単位）に開講し、社会教育学専攻生「必修科目」である。学生は、履修期以前または同学期に「生涯教育論」、「社会教育概論Ⅰ・Ⅱ」、「社会教育計画論Ⅰ・Ⅱ」、「青少年指導論」、「社会心理学」、「生涯心理学」、「社会体育論」等、計16単位程度の社会教育専門科目を修得することとしている。

さらに、「社会教育実習」修了後、卒業年次まで「社会教育施設ボランティア」を導入し、「図-2」に示したような、一貫した実地教育のシステムを構築している。専攻学生は、各年次にわたって、継続的に「実践的プログラム」に接することができ、講義、演習等の「理論的学習」との平行履修、したがって「理論と実践の統合的局面」への参加が保障されているといえよう。

Ⅲ. 「社会教育実習」の具体的展開

1. 青少年社会教育施設との連携－「実習」の目的との関連で－

「社会教育実習」のプログラムを検討する際、われわれは、次のような条件を考慮して受け入れ施設を検討した。

- ①実習期間中に社会教育（研修）活動の全局面（企画，実施，評価）が観察できること。
- ②学生指導に一定の経験と専門的知識を有する指導者が確保できること。
- ③長期にわたる実習受け入れが可能な機関・施設であること
- ④学生が直接指導する場面を豊富に提供できること。

以上の条件を満たし，かつ近郊に所在する社会教育施設として，現在，「国立三瓶青年の家（平成4年度から）」および「県立青少年の家（平成8年度から）」において「実習」が実施されている。

2. 実習時期・期間およびその具体的内容 —三瓶青年の家の事例—

「社会教育実習」は，6月におこなう「事前研修」，夏期休暇中の「本実習」および10月の「事後研修」にわたって継続的に実施される。これら研修期間を通じて，学生は，総計12泊15日，延べ100～120時間の実習体験をもつことができる。実習の概要は次の通りである。

「事前研修」

「青少年社会教育施設の経営」，「専門職員の職務」等に関する講義の聴講および日常業務，施設・設備に関する理解を目的として2泊3日の研修を行う。

「本実習」

夏期休業期間中4班，各班4～5名のグループに分かれて7泊8日の実習を行う（延べ，32日間）。

「社会教育実習」の中核を構成する本実習では，施設専門職員の業務内容のほぼすべての領域にわたる次のような研修を行っている。

- ①研修団体の受け入れ業務・利用団体への対応
- ②研修プログラムの作成・支援，「調整プログラム」の作成
- ③研修団体の指導
 - ・「オリエンテーション」の実施
 - ・「朝，夕の集い」の司会進行

- ・研修参加者の生活指導
- ・研修プログラム実施補助

④施設・設備の管理、運用

⑤主催事業企画書の作成

⑥宿直業務（男子学生のみ）

学生は、初日に自身の研修プログラムを作成し各自の計画に従って研修を行い⁽⁸⁾、「朝・夕のつどい」、「オリエンテーションの実施」、「生活担当者会」等で、直接研修団体の指導にあたっている。実習時間は、専門職員の勤務体制とほぼ同じであるが、夜間の研修および宿直体験を含めるとかなりハードな実習となっている。

「事後研修」

10月中旬に開催される「施設開放事業」（主催事業）に参画し、その「企画・準備・実施・評価」のすべての局面にわたって、本実習の経験を生かして主催事業の運営にあたる。

3. 指導担当者および評価と単位認定

実習に係る直接の指導は、各班に2名配属される専門職員が「実習日誌」の閲読・指導を含め実習の全場面にわたって担当している。また、評価と単位認定については、三瓶青年の家に「実習評価委員会」を設置し、担当専門職員の評価に基づいて合議によって行っている。

(1) 「実習評価委員会」の設置と運営

「社会教育実習」の単位認定およびその基礎となる「評価」は、事業課長を長とする「実習評価委員会」によってなされる。この委員会は、学生の実習指導を直接担当した「事業課専門職員」および日常業務の指導に間接的に関わった「業務係長」、計8名で構成され、大学からは、教官2名がオブザーバーとして参加する。

(2) 「実習評価」の手順

「評価」は、概ね次の手順をもって実施される。

- ① 指導担当専門職員による評価の基礎資料の作成
- ② 「専門職員会議」における事前評価、調整
- ③ 「実習評価委員会」における最終評価の確認、認定作業
- ④ 所長決裁
- ⑤ 島根大学教育学部へ「社会教育実習成績報告書」を送付
- ⑥ 教育学部教育学研究室において報告、成績原簿記載

(3) 「実習評価」の視点、内容

「評価」の視点、内容の概要は次の通りである。

- ① 「評価」は、班によるグループ活動も含めて、「個人評価」とする
- ② 「評価」は、事前研修、本実習、事後研修における実習の状況、提出物（企画書、日誌、レポート等）等を総合的に考慮して行う
- ③ 評価の領域として次の5領域を設定する
「1. 基礎的知識・理解の領域」、「2. 研修指導の領域」、「3. 研修企画の領域」、「4. 実務能力の領域」、「5. 勤務態度の領域」
- ④ 各領域の評価項目・内容は、「社会教育実習評価表」に明記する
- ⑤ 各領域の評価および所見を持って総合評価を行う
- ⑥ 評価は、「A・・・優れている」「B・・・やや優れている」「C・・・普通」「D・・・劣っている」の4段階とし、A～Cを単位認定可とする。⁽⁹⁾

おわりに

以上、島根大学教育学部が、二つの社会教育施設と協同して、数年前から取り組んでいる「社会教育専門職養成」の実践を、主に「実地教育」の側面を中心に整理してきた。この実践活動は、言うまでもなく、一地方大学とその近隣に所在する社会教育施設に偶然派生した、いわば「人の繋がり」に支えられて展開されている特別な事例に過ぎないかもしれない。にもかかわらず、この実践の背景には、それを実施させるにいたる所与の条件がいくつか存在したことも事実である。それは、一言でいえば、三つの機関・施設に求められていた「生涯学習社会の担い手にふさわしい自己革新」、「自己完結的

で閉鎖的な体質の払拭と開かれた運営形態の模索」という、好むと好まざるに関わらず、緊急に取り組まなければならない新たな課題の存在ということではなかったか。⁽¹⁰⁾

本稿で取り上げた教育機関は、それぞれ独立した社会的課題を認識しつつ、「絶えざる協働」を通して、個別課題の達成をめざした。いや、そこに生じた実践は、それぞれの教育機関が思惑として持った成果への期待をはるかに超えて、新たな「社会教育指導者養成＝専門職養成」の理論的基礎を提供するまでにいたったのではないか。

最後に、上記の実践的取り組みの成果を整理し、本稿の当初の目的との関連で、「社会教育専門職養成」のあり方等に関わる重要な論点をまとめておく。

1. 高等教育レベルにおける社会教育専門職養成カリキュラムの開発の視点

島根大学教育学部における「社会教育専門職養成カリキュラム」は、唯一の法的規定である「社会教育主事講習等規定」に依拠しつつ、高等教育レベルにおける専門職養成の実質を確保するために、これを大幅に上回る単位の修得を要求している。

特に、「実地教育」の強調は、将来、「学校教育型システム」を超えて「生涯学習型教育システム」の稼働に参画することが期待される学生の教育に、不可欠の要素であるとの認識から出発した成果である。すでに、学校教員養成において定式化された感のある「理論＝実践の統合」の問題は、社会教育専門職養成においても極めて有効な指針となりえたといえる。いやむしろ、われわれは従来からそのことに十分気づきながら、体系的な養成カリキュラムの中で実現する見通しを持っていなかったといってもよいだろう。

「実践的課題の発見とその理論的解明、さらにはその実践的解決」というすぐれて専門職養成に求められる「理論＝実践」の往復運動⁽¹¹⁾に、学生（資格取得希望者）を巻き込むこと、その認識への到達がこの数年にわたって展開されてきた本学部の「実践の成果」であったといってもよいであろう。

2. 学社融合の成果と「新たな対応のモデル」

本実践のもう一つの成果として強調しておくべきことは、「学社融合」に関わるいくつかの「新たな対応モデル」の発見である。「予期せざる成果」ともいうべきその内容は、三施設間において絶えず行われてきた協働作業の中から、時間をかけて徐々に認識されてきた類のものである。ここでは、新たに認識された「成果」と今後の理論的検討課題を合わせて列記しておく。

- ① 実習指導における施設職員のリーダーシップの確立＝職員の専門職としての職能成長（社会教育専門職における現職教育システム）
- ② 単位認定における大学外機関の認定の活用（大学開放）
- ③ 実習内容の高度化、絶えざる見直し・改善の試み（社会教育専門職養成カリキュラム開発）
- ④ 「社会教育実地指導」の構造化、体系化（同上）
- ⑤ 施設ボランティアへの継続的参加（参加型の社会教育施設経営）

ささやかではあるが、相当長期にわたって積み上げてきた実践的営為は、上記のような新たな研究課題をわれわれに提示している。「社会教育専門職養成」という与えられた課題は、いうまでもなく、「生涯学習体系への移行」という新たな教育システム構築への意欲を前提として、今後更に精緻な理論的検討と豊富な実践的経験の蓄積を必要としているといつてよい。

注および参考文献

- (1) 周知のようにこの認識は、すでに、P. ラングランの『生涯教育入門』において強く表明されていた。例えば、「教育が、人間のあらゆる存在領域に座席を持ち、人格の発達^①の全過程を通して継続して行われるという教育観においては、・・・（中略）・・・しばしば不可思議なくらい分離させている各種の隔壁は、生き生きとしかつ目的のはっきりしたコミュニケーションに道を譲り、最後には消滅しなければならない。教育は、これからはその一部分は他の部分と相互に補い合い、まさに他の部分との関係においてしか意味を持たないような首尾一貫した構造物として見なされてであろう。」（波多野完治訳『生涯教育入門』全日本社会教育連合会 昭和59年 59頁 傍点引用者）
- (2) 例えば、田中雅文「生涯学習体系と公的資格の見直し—社会教育主事の役割をケースとして—」『日本生涯教育学会年報第15号』1994年 33～44頁。拙稿「生涯学習を支えるもの—指導者と職員」佐々木正治編著『生涯学習概論』福村出版 1992年 146～161頁。両者とも、資格の高度化および大学レベルの養成の必要性を強調している。

- (3) 社会教育指導者における「理論＝実践の相互浸透」の問題については例えば、Oelschlaegel, Dieter., *Ausbildung fuer Sozialarbeiter / Sozialpaedagogen*. In: Eyfert / Otto / Thiersch (hrsg.) *Handbuch zur Sozialarbeit / Sozialpaedagogik*. Luchterhand. 1987 pp.161-171. D.エルシュレーゲルは、ドイツにおける Sozialpaedagogiker の養成システムの発展に論究しながら、高等教育レベルの「理論的学習」と実践現場における「実践的経験」の高度な水準での「統合」が目指されなければならないとしている。3～4セメスター（1.5～2年）に渡る長期の「実習（PRAKTIKA）」を、既に専門職養成システムに定着させている国の理論的到達点が明確に語られている。
- (4) 本学部の「新課程」設置は、全国の国立大学教育学部の動向に先駆けていち早く実現したもので、当時の各大学・学部の「構想」の多くが「情報化社会」、「国際社会」、「環境問題」等を取り上げ、「ミニ総合科学課程」を指向したのに対し、「教育学部の社会的使命としての教育的指導者養成」を設置理念としていた。『島根大学教育学部案内（昭和63年版）』および『教育学部履修の手引き－平成10年度版－』参照。
- (5) 「生涯学習・社会教育関連科目」に掲げる科目は以下の通り。

「社会教育主事講習等規定に定められた科目」	島根大学教育学部において開講する科目
生涯学習概論 (4単位)	生涯教育論 社会教育概説Ⅰ (6単位) 社会教育概説Ⅱ
社会教育計画 (4単位)	社会教育計画Ⅰ・Ⅱ (4単位)
社会教育演習 社会教育実習 (4単位) 社会教育課題研究	社会教育演習Ⅰ・Ⅱ 社会教育実習 (総計 社会教育課題研究Ⅰ・Ⅱ 14単位) 社会教育特殊講義Ⅰ・Ⅱ

- (6) Oelschlaegel, Dieter., a. a. O. pp. 169-170.
- (7) 授業科目「学習ボランティア」は、平成7年度から、単位認定をおこなう正規の科目として開講されているが、両施設のボランティア受け入れ実績は、この年度から飛躍的に増加している。また、両施設とも、これと相前後して、「学校五日制対応事業」の新規実施に踏み切っており、毎月1回程度開催される主催事業の補助者として、きわめて有効な活動が展開されている。『三瓶青年の家所報 平成7～9年度版』、『島根県立青少年の家（サンレイク）要覧 平成8～9年版』参照。
- (8) 受講学生は、「本実習」初日の午後、各自の研修計画を作成して、指導担当専門職員の指導、承認をえて研修を開始する。したがって、「本実習」期間中の行動は、グループ活動、個別活動の両者を含み、個別活動においても、「全員必修研修」（オリエンテーション指導、朝・夕の集いの司会、代表者会の司会、主催事業企画書の作成、調整プログラム作成等）と「選択研修」（団体指導、宿直体験等）がある。典型的な研修日程を2日間のみ示すと、次のようである。

126 各地の生涯教育

9:00		12:00		15:00		18:00		21:00		
○	研修開始 目目	研修指導 小学生対象 リエントリーング	片づけ 昼食 休憩	自主研修 ・「集い」司会の 準備（原稿作成）	研修指導補助 中学生対象 テントの張り方	夕べの集い 司会	夕食 休憩	自由 時間	研修日誌 まとめ	
△	研修開始 目目	リエントリーング 司会 入所団体	退所 団体 検	昼食 休憩	事務室 管理 電話 対応	研修指導 高校生対象 三瓶山登山同行		夕食 休憩	自由時間	宿直 業務 事務室 管理

図－3 「社会教育実習」研修日程の事例

- (9) 以上の記述は、国立三瓶青年の家、「『社会教育実習』における実習生の評価について」（内規、平成9年度改正版）に依った。
評価表の書式、したがって評価内容・項目は次のようである。

社会教育実習評価一覧		第 1 班				第 2 班	
		青 少 年	出 会 い	用 意 さ れ た	機 会 を も た い	青 少 年	機 会 を も た い
評価の領域	評価項目						
基礎的知識・理解	実習の基礎となる専門的知識・技能						
	青少年教育施設のエデュケーション目標						
	国立三瓶青年の家の理解						
	<領域の評価>						
研修指導	研修プログラム・実施要項の理解						
	指導者としての自覚						
	研修者への対応						
	研修プログラムの指導・援助						
	会議・集会等の司会						
	<領域の評価>						
研修企画	研修プログラム等の作成						
	主催事業の企画						
	<領域の評価>						
実務的能力	受け入れ団体への対応						
	施設・設備の維持管理						
	実習計画・実習の整理						
	<領域の評価>						
勤務態度	責任感・自主性						
	協調性・適応性						
	指導を受ける姿勢・態度						
	対人関係・リーダーシップ						
	グループへの貢献度						
	<領域の評価>						
総合評価							

図－4 「社会教育実習評価一覧表」

- (10) 高等教育機関の「自己改革」の問題は、周知のように、「大学設置基準の大綱化」以来、どの大学にあっても愁眉の課題である。そこでは、「一般教養教育の見直し（廃止）」、「学部再編」、「大学院重点化」等と並んで、「大学教育の開放」が取り上げられ、地域に開かれた大学の実現に向けての努力が始まっている。この間、国立大学においては、「生涯学習教育研究センター」の設置が本格化し、「大学開放」の制度的拠点づくりも進んでいる。

一方、青少年社会教育施設においては、「調査研究協力者会議報告」（1995年）の中で、「学社融合」の視点に立った新たな経営努力が求められる等、生涯学習施設としての機能、役割を踏まえた改革が求められている。渋谷英章「学校教育と学社融合」『日本生涯教育学会年報第17号』1996年 33～44頁。「青年の家」の自己変革の必要性についての認識は、90年代始めから既に明確にあった。例えば、全国青年の家協議会編集『生涯学習社会の青年の家－その現状と課題－』1991年 ぎょうせい。

- (11) Oelschlaegel, Dieter., a. a. O. p. 170.